

発議第15号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成30年10月22日 提出

松阪市議会議長 中 島 清 晴

記

1 議会報告会

- (1) 派遣議員 全議員 28人  
橘 大介議員、中村 誠議員、松本 一孝議員、  
赤塚かおり議員、谷口 聖議員、殿村 峰代議員、  
市野 幸男議員、田中 正浩議員、栗谷建一郎議員、  
楠谷さゆり議員、西口 真理議員、米倉 芳周議員、  
深田 龍議員、沖 和哉議員、松岡 恒雄議員、  
坂口 秀夫議員、植松 泰之議員、堀端 脩議員、  
野呂 一男議員、中村 良子議員、山本 芳敬議員、  
山本 節議員、大平 勇議員、濱口 高志議員、  
海住 恒幸議員、中島 清晴議員、久松 倫生議員、  
西村 友志議員
- (2) 派遣目的 議会報告会開催のため
- (3) 派遣場所 殿町中学校、久保中学校、西中学校、松阪公民館、  
鎌田中学校、東部中学校、中部中学校、嬉野中学校、  
大江中学校、三雲中学校、飯南中学校、飯高中学校、
- (4) 派遣期間 平成30年11月13日(火)、14日(水)、16日(金)の3日間